

令和4年度 第9回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和4年12月12日(月)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
10番	勝亦里沙君	12番	小宮山勉君
11番	小宮山光文君	14番	山崎嘉幸君
13番	鎌野博之君	16番	勝又高君
15番	芹沢重徳君	18番	内田元和君
17番	田代速夫君	20番	土屋直人君
19番	鈴木政信君	22番	大庭省一君
21番	小林武治君	24番	勝又保明君
23番	勝亦康雄君	26番	勝又光明君
25番	渡辺義文君	28番	石田澄夫君
27番	杉山光利君	30番	杉山泰芳君
29番	滝口恵治君		
31番	林良三君		

欠席委員 (1人)

9番 伊倉ふさ子君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第40号 非農地証明申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 室伏 貴裕

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和4年度第9回総会を開会いたします。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局長 ありがとうございました。
本日の出欠の報告ですが、議席番号9番 伊倉ふさ子委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として進行します。
会長お願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、1番 勝又忠好委員、2番 杉山道洋委員よろしく申し上げます。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
報第16号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年12月12日報告。今月の4条の届出は3件です。

(番号1～3について内容の読み上げ)
以上で事務局からの説明を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承申し上げます。
- 会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。なお本案につきましては、整理番号4に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1～3及び5～8について審議します。

その後、整理番号4について審議します。それでは、整理番号1～3及び5～8について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

議案第38号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年12月12日提出。今月の3条許可申請件数は8件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 1,212 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。譲受人の耕地面積につきましては、現在0 m²となっておりますが、本件及び番号2の農地面積を合計すると30a以上となるため、下限面積要件については問題ありません。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2（議案書の内容読み上げ）田 2,827 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。下限面積要件につきましては、本件及び番号1の農地面積を合計すると30a以上となるため問題はありません。

番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 2,221 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。譲受人の耕地面積につきましては、現在0 m²となっておりますが、本件及び番号8の農地面積を合計すると30a以上となるため、下限面積要件については問題ありません。

番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号5（議案書の内容読み上げ）田 1,102 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号5について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号6（議案書の内容読み上げ）田、畑 1,165 m²

譲渡人は後継者である譲受人に所有権又は持分全部を贈与するものです。なお、申請地の内3筆については譲渡人単独名義の農地であり、譲受人に所有権を移転するものがあります。また残りの3筆については共有名義の農地であり、譲渡人の持分全部を譲受人に贈与するものです。

番号6について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号7（議案書の内容読み上げ）畑 24 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号7について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号8（議案書の内容読み上げ）田 1,114 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人から贈与を受けるものです。下限面積要件につきましては、本件及び番号3の農地面積を合計すると30a以上となるため問題はありません。

番号8について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1から3について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 2 番委員

整理番号1 調査日は令和4年12月3日です。各自宅に伺って調査しました。

申請行為にあつては、本人が申請したものであり間違いのないことです。

権利の設定、移転等の内容については、譲渡人は自宅の周りに1ha以上の田んぼと畑を耕作しております。申請地は自宅から少し離れており、草刈等管理のみを行っていたそうです。そのような中、先代の頃より譲受人から譲ってもらえないかと相談を受けており、この度売買の話がまとまったとのこと。譲受人は本申請地の隣に自宅があり、通作は問題なく、また農業に意欲を持っております。

効率的な利用については、譲受人は実家や知り合いの農作業の手伝いを30年以上行っており、農機具等は実家から借りて行うということでした。

耕作管理計画については、畑作と水稲を行うということです。

下限面積は、整理番号1、2の合計で下限面積を超えるということです。

転貸し等はありません。

地域との調和が取れるように耕作を行っていくということです。

以上です。

1 2 番委員

整理番号2 調査日は令和4年12月3日です。各自宅に伺って調査しました。

申請行為にあつては、本人が申請したものであり間違いありません。

権利の設定、移転等の内容については、譲渡人は、これまで近所からの要望で田んぼの借り受けと作業受託が増え、耕作面積が増え大変となったため、譲受人に耕作をお願いしたいということです。譲受人は、耕作面積を増やしていきたい、また稲作も増やしていきたいということで今回話がまとまり申請に及びました。機械等は実家から借りて行うということです。申請地までの距離は約2kmで、車で5分ほどです。今後も水稲を作付けするという事です。

下限面積は、整理番号1、2を合わせて下限面積を超えます。

転貸し等はありません。

地域との調和が取れるように耕作を行っていくということです。

以上です。

1 2 番委員

調査番号3 調査日は令和4年12月3日です。各自宅に伺って調査しました。

申請行為については、間違いありません。

権利の設定、移転等の内容については、申請地は元々、譲渡人が母親とともに畑作をしていましたが、母親が高齢により作業ができなくなり、また本人は田んぼも耕作しており、事業も行って今後とても畑はできないということです。一方譲受人は、実家である譲渡人世帯の畑を平成元年より手伝っており、この度借り受ける話がまとまりました。

申請地までの距離は自宅から2kmほどで車で5分くらいかかるということです。譲受人は耕耘機を1台所有していますが、実家からもトラクターを借りて耕耘等行うということです。

耕作管理計画としては、畑作を行うそうです。

下限面積については、整理番号8を加え、下限面積を超えるということです。

転貸し等はありません。

周囲との調和がとれるように、今までのように耕作していくそうです。

以上です。

会長

続きまして、整理番号5について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 9 番委員

調査日は令和4年12月3日です。双方と現地で立会い確認いたしました。

内容につきましては、本人が申請したものであることを確認しております。申請内容についても間違いがないということです。

権利の設定、移転等の内容ですが、譲渡人は高齢で後継者もない中で農業の継続が困難になっているということです。申請地は自宅から離れているということもあり、耕作が大変だということです。そのような中で営農の拡大を希望している譲受人に売却する話がまとまったということでございます。

農地の効率的な利用については、譲受人は既に10,045.65㎡の農地を耕作してしまっていて、農業経験については問題ございません。トラクター、田植機、コンバインなどを保有しておりまして、農業経営も問題ないと思います。

耕作管理計画ですが、現在まで水稻の作付けがされておりましたが、取得後についても水稻の作付けを行っていくということです。

下限面積ですが、取得後の面積は11,147.65㎡となり問題ありません。

転貸し等はありません。

地域との調和の関係ですが、周辺は農地であり、支障を生ずるおそれはないと判断しております。

以上です。

会長

続きまして、整理番号6について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 5 番委員

調査日は令和4年12月3日です。自宅及び現地で調査いたしました。

申請行為についてですが、本人が申請したものであり、内容には間違いありません。

農地取得等の理由につきましては、譲渡人の後継者である譲受人に経営移譲し安定した農業経営を継続するための申請とのことでした。

効率的利用についてですが、取得する農地は自宅から車で5分以内の場所及び自宅に隣接する畑であります。農作業従事者は本人と両親の計3名で本人は17年程の農業経験があります。農機具については、田植機、トラクター、コンバイン、管理機等を所有しております。現在所有する農地は水田が主ですが、新たに取得する農地については、水田と畑作に利用するそうです。以上のことから新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画についてですが、新たに取得する農地は田、畑として活用されており、今後も同様に作付する予定とのことでした。

下限面積ですが、権利取得後の耕地面積は6,914.93㎡となりますので、問題はありません。

転貸しについては、ありません。

地域との調和になりますが、現在も農地として作付けしていますので、問題はないと考えます。以上のことから本申請は適当であると考えます。

以上です。

会長

続きまして、整理番号7について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

4番委員

調査日は令和4年12月3日です。現地において調査いたしました。

申請については、本人が申請したものであり内容には間違いありません。

農地の取得の理由ですが、譲渡人は申請地近くに家を構えていましたが、現在は別の地域に転居しまして、農地まで遠いという理由と、農業経営を縮小したいという考えを持っておりました。申請地につきましては、譲受人の父親が数年前から管理を手伝っていたという状況でした。以上より取得理由は適正であると思われます。

農地の効率的な利用ですが、申請地は自宅から約100m、徒歩約2分の場所にあります。譲受人は農業経験が47年あります。農機具については、トラクター、田植機、乾燥機、軽トラック、コンバイン等を所有しています。必要な農機具等は全て揃っております。従事状況は、必要な農作業にはいつでも従事できる状態にあります。従事日数につきましては、本人が200日、奥さんが50日と聞いております。

耕作管理計画ですが、取得する農地が譲受人の自作地と地続きとなっているため、今後は畑として管理し野菜等の作付けをするということです。

下限面積につきましては、水田は自作地6,790㎡、借入地3,569㎡、合わせて10,359㎡ございます。畑につきましては、自作地405㎡、取得地24㎡、合わせて429㎡、全部を合わせて10,788㎡になり問題はありません。

転貸しにつきましては、ありません。

地域との調和ですが、自作地と地続きとなるため、周辺地域への支障を生じるおそれはありません。最後、コメントとしまして、譲受人は農業意欲が旺盛であり、地域住民及び借入地主からの信頼が厚く、十分な耕作管理が見込まれると考えておりますので、問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

会長 続きまして、整理番号8について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

31番委員 調査日は令和4年12月3日です。譲受人と譲渡人と立ち会って現地で行いました。申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。権利設定、移転等の内容は、譲受人は農地を所有することを希望しておりまして、幸い申請地を譲って頂く話がまとまり今回の申請となりました。譲受人の農業意欲は旺盛で、十分な耕作管理をいたしますとのことです。効率的利用は、取得する農地は自宅から350m、徒歩7～8分の所でありまして、農業従事者は本人夫婦で長年の農業経験があるとのことです。農機具については、耕耘機を所有しています。耕作管理計画については、新たに取得する農地は、野菜等を作付けする予定だそうです。下限面積については、今回取得する面積は1,114㎡ですが、整理番号3が2,221㎡で合わせますと3,335㎡となりますので、問題ありません。転貸しについては、ありません。地域との調和は、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うということで、問題ないと思います。以上です。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番委員 整理番号8は、親子間の贈与ですか。

事務局 親子関係ではなく、他人であり、贈与による所有権移転であります。

7番委員 わかりました。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に整理番号4について、審議いたします。本案につきましては、10番委員が申請代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件になります。農業委員会等に

関する法律第31条により議事に参与できませんので、10番委員は退席をお願いいたします。

(10番委員退席)

会長 それでは、整理番号4について、事務局から説明を求めます。

事務局 番号4（議案書の内容読み上げ）田 2,975 m²
譲渡人は後継者である譲受人に贈与するものです。
番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、整理番号4について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

17番委員 令和4年12月3日に、調査しました。
申請は、本人が申請したものであることには間違いありません。
農地取得等の理由については、親子間での経営移譲であり適正であると考えます。
効率的利用については、現在、仁杉の農地は田んぼとして、竈の農地は畑として利用しており、今後も同様に耕作管理していくということです。
耕作管理計画は、申請地は現在も耕作しており、今後も同じように作付けするということになっております。
下限面積については、現在2町6反ほど経営しておりますので問題ありません。
転貸し等は一切ありません。
地域との調和も、今後も同様に耕作を行いますので、全く問題ないと思います。
以上です。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
10番委員は着席してください。

(10番委員着席)

会長 　　ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 　　議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案書5ページをお願いします。
議案第39号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年12月12日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 661㎡
転用内容は、売買による駐車場3台の設置、木材置場の設置です。
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 231㎡
転用内容は、使用貸借による分家住宅1棟の建設です。
農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 　　整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

13番委員 　　調査日は令和4年12月7日です。譲受人、譲渡人と現地で行いました。
申請関係につきましては、本人が申請したものでありまして、内容に間違いありません。

転用理由ですが、譲受人は現在3名で住んでおり、市内で家電量販店を経営しておりますが、家族の車、営業車、来客者のための駐車場が不足しており、また自宅で薪ストーブを使用しておりまして、薪を加工して保管する場所が必要となったため、新たに土地を求めることとなりました。この様な理由のため必要性がありやむを得ないと判断しました。

資金につきましては、土地購入費及び土地整備費は自己資金で対応するとのことでした。

他の権利関係ですが、他の権利の設定はありません。

転用時期ですが、許可後着工したいとのことでした。

他法令関係ですが、特に手続き等はなく、盛土関係もございません。

転用面積ですが、661㎡で事業目的から考えて適正であると判断しました。

周辺への影響ですが、雨水は市道側溝に放流するため、周辺に支障をきたすおそれはないと考えますが、万が一支障が発生したら責任を持って対応するとのことでした。

以上でございます。よろしく申し上げます。

会長	整理番号2について、担当委員より調査結果の報告を求めます。
27番委員	<p>調査日は令和4年12月3日です。譲受人、譲渡人と現地にて調査いたしました。</p> <p>申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いございません。</p> <p>転用理由としまして、譲受人は今年の4月まで横浜に住んでいましたが、父親が急逝した為に地元に戻り、7月に結婚をしまして、結婚を機に実家の向かいに分家住宅を建築したく、譲渡人の土地に家を建てるということで計画をいたしました。</p> <p>資金につきましては、整地費、建築費等は自己資金及び金融機関からの借入で対応するとのことです。</p> <p>他の権利の設定はございません。</p> <p>転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのことです。</p> <p>他の法令については、調整済です。現時点では、都市計画法第34条第14号、農家等の分家住宅の立地基準を満たしていると判断いたします。</p> <p>転用面積は、231㎡で事業面積から考えて、適正であると考えます。</p> <p>周辺への影響でございますが、特に被害防除設備は設置していませんが、万が一発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等 なし)</p>
会長	<p>無いようなので、採決に入りたいと思います。</p> <p>本案について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	次に議案第40号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局	<p>議案書の6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第40号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。 令和4年12月12日提出。今月の非農地証明申請は1件です。</p>
	<p>番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑 現況 宅地 495㎡</p> <p>こちらは、建物登記事項証明書より、昭和45年4月14日新築と記載されており、昭和51年度航空写真でも家屋の確認がとれます。また都市計画課の事前相談よりこの地番については、線引き前宅地の要件がある土地と判断されています。このことより、非農地証明の要件である建築物等の敷地として相当のものであり、かつ建築後10年以上</p>

経過しており農地への復元が容易でないと認められるものに当てはまります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

21番委員

調査日は令和4年12月5日です。申請人と現地にて調査しました。

申請につきましては、本人が申請したものであり、内容等に間違いありません。

現況の様子ですが、申請された土地には、居宅の床面積の約半分及び倉庫の鉄骨があり、地下には浄化槽が埋設されています。また雑木雑草が茂っていて、農地として作付けも管理されていない状態です。

転用経緯につきましては、昭和45年4月14日に申請された土地の一部をまたいで居宅を新築したとのことなので、建築後50年以上経過していることとなります。

所定の手続きをしなかった理由につきましては、農地法に対する理解不足のため転用手続きをしなかったのではないかとのことでした。

農地への回復につきましては、農地に復元するためには居宅や倉庫の鉄骨、浄化槽などを取り除かねばなりませんので、申請地だけ農地として復元するのは困難とされます。

農業生産力の高さにつきましては、集団的に存在している農地を転用されたものではなく農業生産力の高い農地には該当しないと思われま

す。他法令には抵触しておりません。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。無いようなので、採決に入りたいと思います。

会長

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案 を議題とします。

議案第41号 農地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年12月12日提出。

議案書8ページの議案第41号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が12月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画につきましては農地中間管理事業による利用集積が6件で、面積は14,949.34㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1～4（内容読み上げ）6筆 7,657㎡

番号5（内容読み上げ）3筆 3,497.34㎡

番号6（内容読み上げ）5筆 3,795㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

17番委員

1番の10a当たりの借賃が26,549円から29,098円になっていますが、どうして賃貸借でこんなに賃料がかかるのですか。

事務局

今回の賃料につきましては、借り手と貸し手の話し合いにより決まったということですが、1番の農地にはビニールハウスが建ってしまっていて、ビニールハウスが建っている農地の場合は田んぼ1枚につき30,000円の価格設定をしているとのことで、10aあたりに換算するとこのような賃料となります。

17番委員

わかりました。

4番委員

ハウスが建っているのをそのまま貸すということですか。

事務局

番号1の農地は、元々令和2年度に農地法第3条で今回の受け手が借り受けたのちハウスを建てていますが、この度農地法第3条から農地中間管理事業による権利設定に切り替えるため、申請したものです。

4委員

分かりました。

会長

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

会長

それでは、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

それでは、本日の日程を全て終了しましたので、事務局へ進行を返します。

事務局

（連絡事項等）

1. 遊休農地の適正な維持管理に関する通知・違反転用に対する是正通知の発出につ

いて

2. 委員の選挙活動に関する制限について

3. 先進地活動事例（鹿児島県和泊町農業委員会の農地利用最適化への集落話し合い活動）の紹介並びに協議

ご意見、ご感想等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

2 1 番委員

農地の適正な維持管理、意向調査等、土地利用の是正についての勧告について質問いたします。

意向調査については9 2 世帯、是正勧告の方は何世帯ですか。

事務局

9 世帯です。

2 1 番委員

自分も調査した時に遊休農地かどうか、すぐに判断できず迷いました。草刈をしてあったものについては管理してあるということで、遊休農地とは判断しなかったです。明らかに1年以上放置されていたり、ひどい場合は、遊休農地ということで色分けしました。私は高内、尾尻区担当で、地区内のどの世帯に発送したのか把握しておきたいのですが、事務局の方で教えていただけるのでしょうか。

事務局

本会終了後にお伝えさせていただきます。

2 1 番委員

ありがとうございます。以上です。

事務局

続きまして、

4. 配布物のお知らせ

令和4年度東部地区農地利用最適化推進研修会の資料

農業会議情報

駿東地区農業委員会協議会視察研修の代替品

令和5年度農業員会手帳

5. 次回総会 1月12日（木）午後2時00分

御殿場市民会館 3階 第7会議室

6. 会計年度任用職員の紹介

連絡事項は以上になります。

事務局長

長時間にわたりお疲れ様でした。以上をもちまして、令和4年度第9回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長

議事録署名人

1 番

議事録署名人

2 番
